

寝屋川市告示第 102 号

寝屋川市屋外広告物条例第 8 条第 1 項第 3 号

の規定による区域の指定について

寝屋川市屋外広告物条例（平成 26 年寝屋川市条例第 31 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により区域を指定したので、寝屋川市屋外広告物条例施行規則（平成 27 年寝屋川市規則第 1 号）第 3 条の規定によりこれを告示する。

なお、その関係図書は、寝屋川市まち政策部まちづくり指導課において縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 30 日

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 名称及び指定の範囲

	名 称	指定の範囲
①	寝屋川市駅西側周辺指定区域	寝屋川市駅西側周辺

2 指定の区域

別紙 1 のとおり

3 指定の期日

平成 30 年 3 月 31 日

以上